

令和2年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月6日）

○出席議員

- 1 番 米 田 利 彦
- 2 番 村 田 茂
- 3 番 川 田 修
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 立 井 武 雄
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	森 一 美
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	古 川 和 之
産業建設部長	小 坂 宜 弘
特命部長兼危機管理課長	鈴 谷 一 彦
民生部長	原 田 賢
税務課長	石 森 典 彦
総務課長	松 下 師 一
チャレンジ課長	入 口 直 幸
建設課長	吉 崎 英 雄
産業環境課長	谷 本 富美代
上下水道課長	富 士 雅 章
福祉課長	藤 田 弘 美
住民課長	佐 藤 友 美
社会教育課長	尾 野 浩 士
学校教育課長	山 下 真 穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉 田 正 則
議会事務局係長	森 吉 梢

令和2年松茂町議会第1回定例会会議録

令和2年3月6日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

村 田 茂 議員

（1）食品ロス削減について

川 田 修 議員

（1）教員の働き方改革について

（2）終活のアドバイスについて

藤 枝 善 則 議員

（1）新型コロナウイルス対策について

（2）ゴミの収集について

（3）町の活性化について

（4）防災・災害対策について

（5）町民目線にたった行政対応

佐 藤 禎 宏 議員

（1）農地を借り上げて町民農園を開設し高齢者団体等に貸付について

板 東 絹 代 議員

（1）防災・減災対策について

森 谷 靖 議員

（1）役場職員の休暇の取得について

日程第2 議案第 2号 土地開発基金条例及び土地取得特別会計条例を廃止する条例

日程第3 議案第 3号 松茂町課設置条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第 4号 松茂町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第 5号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部
を改正する条例

日程第6 議案第 6号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第 7号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第8 議案第 8号 松茂町児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第9 議案第 9号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 松茂町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 松茂町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第14号 町道路線の変更について
- 日程第15 議案第15号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第16号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第17号 令和元年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第18号 令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第19号 令和元年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第20号 令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第21号 令和2年度松茂町一般会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和2年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和2年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 令和2年度松茂町農業集落排水特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 令和2年度松茂町公共下水道特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 令和2年度松茂町水道特別会計予算

令和2年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月6日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから令和2年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。毎年、例年なら、3月の頃になればマスコミ等で桜の開花情報が流れたり、花が咲いた、鳥が鳴いたというような情報が出てきて明るい気持ちで前向きになれるんですが、今年は、皆さんご存じのとおり、新型コロナウイルスのニュースが多く心が沈みがちです。それに輪をかけるように、全国各地であらゆるスポーツイベント、また、芸術のイベントが中止になったり無観客になるということで、芸術・スポーツの姿を発揮するパフォーマーたちも観客があつての良いパフォーマンスが出せる場所だと思います。そういった沈みがちの中で春を迎えるのは悲しい気持ちもします。

本日は6名の方から一般質問の通告を受けております。質問される方、また、答弁される皆さんも、松茂町から元気を発信する気持ちで質問、答弁をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【佐藤道昭君】　日程第1「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました2番村田議員にお願いします。

2番村田議員。

○2番【村田茂君】　皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたの

で、一般質問をさせていただきます。通告をしてありますとおり、今回の質問事項は、食品の生産、製造、販売、消費などの各段階において日常的に廃棄されております食品のロス削減についてお尋ねをしたいと思います。

それでは、質問の趣旨に入りたいと思います。

我が国では、まだ食べることができる食品が大量に廃棄され、資源の無駄、これは、事業コストや家計負担の増大を指しておりますが、環境負荷の増大などの問題が起こっております。そこで、国は令和元年5月31日に食品ロスの削減の推進に関する法律、略して食品ロス削減推進法と呼ばれておりますが、公布され、10月1日から施行されております。

この法律は、食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることなどにより、食品の削減を総合的に推進することを目的といたしております。また、法律の前文には、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ大量の食料を輸入し食料の多くを輸入に依存している我が国として真摯に取り組むべき課題として2点をあげております。まず、1点目は、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの問題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図っていくこと。2点目、まだ食べることができる食品については、廃棄することなくできるだけ食品として活用するようにしていくことなどが明記されております。今後は、国が本年度中に基本方針をまとめ、その後、地方公共団体が削減に向けた推進計画を作成することになると思います。

そこで、松茂町にも多くのスーパーやコンビニ、飲食店などがありますが、法律には違反に対する罰則はないようなので、どのように対処して効率的な推進をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

なお、答弁によっては再問させていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 小坂産業建設部長。

○産業建設部長【小坂宜弘君】 それでは、村田議員のご質問について答弁申し上げます。

町長の所信表明にもありましたように、松茂町は、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）に取り組んでまいります。2015年より日本の人口は減少し、高齢化率は31.2%となる一方で世界の人口は爆発的な増加を続けると見込まれ、エネルギーや食

糧資源の需要が逼迫するだけでなく、地球温暖化など世界規模での環境の悪化が懸念される中、2030年に向けて全ての人々が豊かで平和に暮らし続けられる社会を目指し、持続可能な開発目標（SDGs）が国連で採択されました。

SDGsとは、世界中の国が共通して解決しなければならない経済、社会、環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す17の目標と169の達成基準、さらに232の指標が定められております。これらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範囲な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして誰一人取り残さないことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされております。

議員ご質問の食品ロス削減は、SDGsの「持続可能な消費と生産パターンを確保する」という目標達成基準の1つとして掲げられ、個人の生活や意識の変革を必要とするような達成基準が設定されております。

SDGsの17の目標は相互に関連しており、それを包括的に達成することが問題の解決につながります。つまり、食品ロス削減と食品リサイクルの推進という、環境と関わりの深い基準を達成することにより、経済や社会の諸課題の同時解決につなげることができると考えております。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられた食品のことで、農林水産省と環境省の平成28年度の推計では、我が国の食品廃棄物は年間2,759万トンで食品ロスの量は年間643万トンでございます。このうち事業系は352万トン、家庭系は291万トンで、食品ロス全体の45%につきましては家庭から出たものとなっております。食品ロスの削減を推進するためには、公共機関だけでなく事業者や消費者の理解と連携が必要不可欠でございます。町といたしましては、食品ロスの現状や削減の必要性についての認識を深め、自発的な食品ロス削減への取組ができるように、理解と行動の変革を広げ、食品ロスの削減への関心を増進するため、教育及び学習の振興や普及啓発に取り組んでまいります。

まず、令和2年度は、町職員にSDGsの理解を深めるために、「なぜSDGsが私たちの世界に必要なのか」などの基本的な研修を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 村田議員。

○2番【村田 茂君】 ただいまは、産業建設部長から詳細なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

去る2月12日に開会いたしました徳島県議会2月定例会において、飯泉知事は、所信表明の中で、令和2年度に全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点として、消費者政策の研究や新たな国際業務などを行う消費者庁の新未来創造戦略本部が従来の組織に代わり徳島県庁に設置されるとのことでした。徳島県としては、連携を深め、県民に安全・安心を実感してもらえる消費者政策の浸透を図ると強調していました。

そこで、松茂町も削減推進計画を早急に作成して取り組むべきではないかと思っておりますので、期待をいたしておるところでございます。どうか、町民のためにもよろしく願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、通告のありました3番川田議員にお願いいたします。

川田議員。

○3番【川田　修君】　改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、教員の働き方改革について質問をします。

令和元年12月4日に教職員給与特別措置法が成立し、自治体の判断で1年単位の変形労働時間制度の導入ができることになりました。この制度は、民間では約6割の企業が使っています。これは、児童・生徒の夏休み中などに休日のまとめ取りをすることが可能になるということです。2021年度から変形労働時間制度が導入できるようになるとのことですが、町の取組を質問します。また、このことに関連して3点質問します。

1つは、正確な勤務時間をタイムカードなどの客観的な方法で把握しているのでしょうか。全国では実施をしている教育委員会は半数以下のようなのですが、松茂町ではどうでしょうか。

2つ目は、昨年11月26日の徳島新聞によると、県教育委員会が教員の時間外勤務調査の結果、速報値を発表しています。1人当たりの月平均残業時間は、中学校が70時間40分、小学校が53時間36分となっています。月80時間が過労死ラインとされています。松茂町の教育現場の実態はどのようになっているのでしょうか。

3つ目は、県教委が働き方改革の推進で外部人材の活用を拡大し、スクール・サポート・スタッフや部活指導員を増員するとしています。2020年度の県予算に計上をするということですが、松茂町のこのことに関する取組を質問します。

○議長【佐藤道昭君】 山下学校教育課長。

○学校教育課長【山下真穂君】 川田議員ご質問の教員の働き方改革について答弁申し上げます。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実が求められております。こうした中、教育職員の長時間労働の実態が明らかになっており、このことは子どもたちの学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっております。持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことが急務であることから、昨年12月、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。この中で、休日のまとめ取り等が確保されるよう、1年単位の変形労働時間制の適用を可能とする内容が盛り込まれるとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定、公表することが定められました。

さて、松茂町においても教育職員の長時間労働の現状が認められ、これまでも問題の解決に向けて取組を進めてまいりました。議員ご質問の1つ目、正確な勤務時間の管理についてですが、現在、松茂町内の学校での勤務時間管理については、校長等管理職による現認による客観的管理と、各学校の集計システムへの自己申告による把握を並行する方式にて管理しており、タイムカード等での管理はできておりません。しかし、平成30年12月議会にて可決いただきました、「松茂町と徳島県との間の学校業務支援システムの共同化」において進めております学校業務支援システムの中で、教育職員の出退勤記録をパソコンで管理できるようグループウェアを構築中で令和3年4月からの運用を見込んでおります。

次に、2つ目の松茂町の勤務実態についてであります。超過勤務時間、残業時間のことですが、中学校で61.8時間、小学校で44.0時間、また、過労死ラインと言われる月80時間以上の超過勤務を行っている教育職員は、中学校で23.3%、小学校で13.5%となっており県平均よりやや少ない状況となっておりますが、深刻な状況であることには変わりありません。調査から、松茂町においては、特に管理職、生徒指導担当、学年主任、休日に勤務の必要のある教諭等に負担があること、複雑化・多様化した学校課題への対応等に費やす時間がふえていること、また、部活動指導員の配置により、中学校におけ

る平日以外の勤務時間が縮減されていることがうかがえます。

次に、3つ目の外部人材の活用についてですが、お尋ねのスクール・サポート・スタッフと部活動指導員の配置を当議会に予算計上させていただいております。町費によるスクール・サポート・スタッフの配置は今年度が初年度となりますが、部活動指導員と同様、国・県の補助事業でもあり、これらを活用しスクール・サポート・スタッフ1名、部活動指導員2名の配置をお願いしたいと考えております。外部人材の活用については、学校支援地域本部に「人材バンク」を設置し地域ぐるみの学校支援ボランティア活動の推進に取り組んでまいりました。今後も、引き続き外部人材の活用を進めてまいります。ほかにも、夏休み期間の学校閉庁日の設定、学校の電話対応時間の設定など環境整備を行っております。

さて、変形労働時間制度の導入についてですが、これを単に導入すること自体が勤務時間の縮減につながるものではなく、業務の削減に向けた総合的な取組の徹底を併せて行わない限りは教育職員の働き方改革につながらないことは明白であります。そこで、先ほど申し上げました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法の一部を改正する法律により、本年1月17日に公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他、教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示されました。この指針を受け、県条例の改正可決後、松茂町でも3月の教育委員会にて所要の規則の改正を行う予定です。

次に、1年単位の変形労働時間制の導入は、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、業務縮減をした上で学校の長期休業期間中等に休日を与えることを目的にしていることから、文部科学省がその前提要件を指針として示すこと、地方公共団体がその目的に限って条例等で定めることができること、また、その設定は労働基準法施行規則の水準に沿ったものであるよう文部科学省令を定めることが国会審議における附帯決議として定められました。変形労働時間制の導入については、先ほど申し上げました、今後示される文部科学省令、指針などを踏まえて都道府県が条例を制定、その後、この条例に従い学校の意向を踏まえ所管教育委員会が導入する学校や勤務時間の配分など具体的な導入の仕方を決定する方向性です。現在、令和3年4月の導入に向けて各学校において今後の業務等について協議を進めており、校長と教育委員会で開催している校長会等で法改正について情報共有、年間行事の見直し、勤務時間の実態把握などに努めております。今後もさらに業務改善に取り組み、町教育委員会、校長等管理職と現場の教育職員が共通認識をもって制度を活用して

いけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で教育委員会からの答弁といたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○3番【川田 修君】 答弁ありがとうございました。

2021年度からの導入については、文部科学省の指針、また、県の条例等を見据えてからの対応ということで、それまでに業務の見直し等を図っていくということで逐次準備を進めていっていただきたいと思います。

それで、これに伴います勤務時間の正確な把握、現在は校長と管理職の現認と自己申告ということで客観的なものは持ち合わせていないということなので、来年度ですか、再来年度ですか、県教委とのグループウェアで、パソコンに電源が入ったときと電源を落とすときのあれが一括管理されるようになるまで、できるだけきちんとして客観的な、校長の独自の感覚だけでそういったものが出されないように、十分、委員会として注意していただきたいと思います。

過労死ラインを超えている教員が中学校で23%、小学校で15%いるということは、それを聞いて驚いておるんですが、80時間というのは異常な数値ですから、これは、過去にそういうのが出てきていたかどうかは分かりませんが、そういうのが出てきたら、校長任せでなしに委員会としてきちんと対応をしていくように望んでおきます。再問はしませんが、こういったことは、委員会がある程度、現場だけに任せないということで指導をしていっていただきたいなと思います。

次に、終活のアドバイスについてということで質問をさせていただきます。

板野郡医師会の作成したパンフレット「自分らしい生き方を考えよう」を引用しますと、終活とは、自分が最期のときを迎えたときにしてほしいことを前もって決めておくということです。最期を迎えるに当たっての希望を決めておくことを事前指定と言います。今までの医療は、1分1秒でも命を永らえることを目標としてきました。機械によって生かされている状態になったら、また、食事を口から取ることが難しくなったらとか、また、認知症になったら、事前指定はそういうときに自分の希望や気持ちに添った治療を決めていくことが可能でございます。

また、町内の人生の先輩から手紙をいただきました。町に質問してほしい事柄が幾つか書き記されておりました。その1つが、新聞等にも取り上げられている、誰に死後を託すのかというようなことです。町内には65歳以上の独居老人の方が500人から600人い

ると聞いております。このうち30人程度が身寄りのない人のようです。地域包括支援センターでは高齢者の家庭訪問をしておりますが、医師会の事前指定書だけでなく終活全般のアドバイスをするような資料提供をしていくべきだと思いますが、町の見解をお尋ねします。

1つの例を申し上げますと、これは、公証役場で契約をしていただくことですが、見守り契約プラス任意後見契約プラス死後事務委任契約といったものがあります。見守り契約とは、任意後見が始まるまでの間に支援する人が定期的に本人と電話連絡を取り、併せて、本人の自宅を訪問して面談することにより、支援する人が本人の健康状態や生活状況を確認する。このことにより任意後見をスタートさせる時期を判断するための契約でございます。任意後見契約は判断力があるうちに将来に備える契約です。本人の判断力が低下した後、家庭裁判所に任意後見人の選任を申し立て、任意後見人が任意後見契約で定めた事務について本人を代理して契約することによって本人の意志に従った適切な保護、支援をすることができます。死後事務委任契約とは、委任者本人が第三者、個人・法人を含むですが、これに対して、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、葬祭に関する事務等についての代理権を付与して死後事務を委任する契約です。この終活の話は費用もかかる話でもあり切り出しにくい話ではありますが、どこへ誰に相談していいのかも分からないという方もおられると思います。町内在住の司法書士や行政書士の名簿を渡してあげることも1つの方法だと思います。これについて、答弁をよろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 原田民生部長。

○民生部長【原田 賢君】 川田議員からの終活への働きかけをしてはどうかというご質問にご答弁申し上げます。

万が一のときに備え、元気なうちに自分や家族のエンディングを考える「終活」という言葉は既に一般的になってきております。「人生の終焉に向けた活動」という言葉であります。書店でも、エンディングノートや終活の勧め等の書籍が並べられるようになりました。死んだ後のことを話題にすることは縁起でもないといこれまでタブー視されてきましたけれども、近年においては、死後への事前準備というだけでなく、自分の意思表示ができなくなったときの延命治療や臓器提供のこと、財産など身の回りの整理、葬儀、お墓のことを事前に決めておくことは、自分の人生を見つめ直すことになり、今をより良く生きるための前向きな意味合いに捉えられるようになってきております。

一昨年、厚生労働省では、望む終末期の医療やケアの在り方を自分自身で前もって考え、

周囲の人たちと話し合う日として、「いいみとり」の語呂に合わせ、11月30日を「人生会議の日」と設定し広く広報しております。松茂町でも、広報まつしげで周知いたしたところでございます。

川田議員からは、高齢化社会の中で、高齢者に対して、特に独居の高齢者等に誰に死後を託すのかということに関して町は呼びかけをしてはどうか、終活全般のアドバイスをするような資料を提供していくべきではないかというご提案であると思います。

現状、地域包括支援センターにおいては、いきいき百歳体操の開催など、高齢者が生き生き、伸び伸び暮らし生きていくためのメニューを実施しております。健康長寿につながるものとして、高齢者が気軽に定期的に集まって活動する通いの場も町内に生まれてきている状況でございます。センターの取組の中で、戸別訪問による相談では、独居高齢者の方から、自分が亡くなった後のことについても相談を受けることがございます。議員のおっしゃるような任意後見契約や死後事務委任契約についての相談もございました。身寄りのない高齢者の方には成年後見等の制度活用により権利擁護業務に取り組んでおります。弁護士や司法書士等の専門職団体と連携を取らせていただくことにより助言をいただきながら業務を進めているところでございます。司法書士会の出前講座を利用し、暮らし安全教室として成年後見制度についての講座を開催したこともございます。

高齢者の方々に向けましては、「終活」についてのパンフレットのご案内や終活セミナーの開催等、情報提供を行うことによりご理解を深めていただきますよう、取り組んでまいります。また、高齢者の方々と不安を抱える方の個々の相談にも対応するとともに、終活セミナーなどを通じて、お元気なうちから準備し、活用できる制度や仕組み、相談先について情報提供、広報し、広く周知してまいりたいと考えております。

以上、川田議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○3番【川田 修君】 前向きに対処していただけることということでご答弁ありがとうございました。

2017年に日本財団が60歳以上の男女を対象に行った遺贈に関する意識調査では、遺言書の作成について無関心な人が7割、作成済みの人は僅か5%だったということです。しかし、関心のある人も18%いた。こういうことで、いろんな情報提供をしてあげるということは非常に大事だと思います。

それから、町長の所信表明では、2022年に団塊の世代が後期高齢者入りをするというのですが、2025年問題、団塊の世代が全て後期高齢者になる年でございます。これは、一挙に、団塊の世代というのは非常に大きな人口の固まりでございます。そういった方が後期高齢者入りするというので、これからは独居老人の方が大幅にふえることも予測されます。そういった意味で、前向きな、今、民生部長から答弁いただいたようなことで、できるだけ情報提供等を行っていただきたいと思います。

石井町では、聞きかじったわけですけど、エンディングノートとして使用できる、「わたしの人生のあゆみ」というような印刷物を配布しておるようでございます。松茂町でもこのようなことも考えていってはどうかと提言を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました8番藤枝議員にお願いいたします。

藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 それでは、議長の許可がありましたので、一般質問させていただきます。

私は、今日長いので、5問ぐらいあります。よろしく願いしたらと思います。

まず、第1点でございますが、新型コロナウイルス対策についてということでございます。一般質問の通告書を出したときは1週間か10日ぐらい前なので、大分、日々変わってきておりますので、質問の内容もそれに応じた内容にさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

新型コロナウイルスによる感染がまだまだ収まっておりません。勢いを増しておるような格好でございます。全国各地で感染者が発表され、国内で千人を超しておると報道されております。また、今日のニュースでは、クルーズ船とかチャーター便を除きますと、国内で感染者が346名というようなことも、昨日付けの時点でそういうようなことが報道されておりました。

中国渡航歴のある人との濃厚接触者対策から感染経路が不明な感染者対策へと新たなステージに入っておるわけでございますが、感染しない、感染させない国民の意識行動規制などの対策が必要な時期となっております。国は、全国の自治体に学校休校や各種イベントの中止などの要請をし、国民に対しても、マスク着用や手洗いの励行、不要不急の外出を控える、人が多く集まる所へ行かないようになど協力要請をしております。

松茂町では、空港や高速バスの停留所があり、隣の徳島市ではフェリーの発着場があります。また、県外に出張したり娯楽に出かけたり、農家などでは、中国人をはじめ多くの外国の方が多数仕事をしており、外国との行き来が特に懸念されております。3月4日、水曜日の本定例会議開催の冒頭に町長から町の対策概要の説明がございました。このことについてでございますが、町の対策状況について、町民の方に分かるように詳細説明をお願いしたいと思います。これが1点でございます。

次に、また、今後のいろいろな対策や新型コロナウイルスに感染したらどんな症状が出るのか、重症化しやすい人はどのような人なのか、濃厚接触者とはどのような人のかなどの知識や、発熱等の症状が出たらどのようにしたらよいのか等について、町民の不安払拭のため、町民への早期情報発信が必要と思います。町民への周知方法、情報発信を今後どのように考えているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上で、答弁をお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 鈴谷特命部長。

○特命部長兼危機管理課長【鈴谷一彦君】 失礼します。特命部長兼危機管理課長、鈴谷でございます。どうぞよろしく申し上げます。

藤枝議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス対策につきましては、連日の報道にありますとおり、日々刻々と状況が変化しており、その対応は最も重視すべき案件でございます。国や県、保健衛生機関での対処方針を参考にしながら、町としても最善最良の対応をいたすべく、情報収集、物資の補充・確保に努めておる状況でございます。

去る2月26日付けで松茂町危機管理対策本部を設置いたしました。さきに定めた新型コロナウイルス等対策行動計画に準じて対応すべく、町内各課との連携や、徳島県・板野郡内5町での情報共有を常時担当者間で行っております。このため、まずは、感染拡大の防止という観点より、当面のところ、3月15日まで、町主催の行事・イベントは中止いたしました。また、施設利用団体などにも、不特定多数の参加者があるイベントについて、同様に中止の要請を行っております。そして、公共施設につきましては、老人福祉センター松鶴苑・子育て支援センターを3月15日まで休館しております。また、保健相談センター及び図書館では、3月15日まで全ての行事や健診を中止しております。その他、日々の状況変化に応じて、今後の期間延長やイベント自粛についても検討中でございます。

次に、町職員に対する体調チェックを実施し、役場をはじめとする公共施設などにはポ

スター、チラシを掲示して注意喚起し、アルコール消毒剤の設置や、ドアノブ等の消毒についても運用中でございます。

さらに、小・中学校などの対応につきましては、町立小学校・中学校は、国・県からの要請を受けて3月24日までを臨時休校とし、部活動も中止としております。各幼・小・中学校の卒業式は、来賓・保護者などの参加規模を縮小して実施予定でございます。また、小・中学校の臨時休校に伴い、感染拡大防止の観点から、幼稚園でも登園自粛を呼びかけており、放課後児童クラブは、現在、小学校1年生、2年生のみを受入れ対象者に限定しておりますが、来週月曜日、3月9日からは小学校3年生まで対象を拡大いたします。午前中は小学校で、午後からは放課後児童クラブで受入れいたします。保育園・認定こども園については登園自粛を呼びかけております。

なお、現時点では以上の体制となっておりますが、これらの情報につきましては本日の状況であり、今後、対応が変更になる可能性がございます。何とぞ、ご了承のほどをお願い申し上げます。

さて、町民の皆様への感染不安につきましては、風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続いているとき（解熱剤を飲み続けなければならないときも含まれます）、また、強いだるさや息苦しさがある場合、高齢者や基礎疾患などのある方は、これらの状態が2日程度続く場合は、決して我慢することなく、直ちに徳島保健所の帰国者・接触者相談センターにご相談ください。電話番号は088-602-8907でございます。また、感染予防対策など一般的なご相談は、徳島県フリーダイヤルへお電話ください。電話番号は0120-109-410でございます。

町からの広報活動につきましては、これまでも高齢者が多い施設や保育園・幼稚園、小・中学校の保護者各位に、また、商工会など各種団体・企業・量販店・ホテルなどに文書などによる感染症対策への注意喚起を行っております。

なお、町施設の休館や行事の変更・中止などにつきましても、広報無線を中心として、その放送時間帯や放送回数も工夫しながら、加えて、ホームページにも掲載することにより、町民の皆様への周知に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の特徴や注意点、相談先などの詳細情報は、広報無線やホームページでも啓発しております。今後も、状況に応じてホームページや広報誌・広報無線・ケーブルテレビなどを活用し最新情報での注意喚起、情報提供などに努めてまいります。

最後に、町民の皆様におかれまして日常生活で気をつけていただくことは、まずは手洗いが大切でございます。こまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗うことをお心がけください。そして、せきエチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動や、できれば人混みの多いところや密室空間は避けていただくなど、感染予防に十分ご注意くださいますよう、お願い申し上げます。

町といたしましても、日々の状況変化に対処できるよう、最新情報を基に体制を整えてまいります。議員各位におかれまして、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、私からの答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ご答弁ありがとうございます。

お聞きしますと、いろいろな対策を取られてご苦労なさっていることだと思います。いろいろ頑張っていたきたいと思います。

そこで、再問させていただきます。

今、小学校・中学校が休校ということでございます。これ、皆さんはご承知やろうと思いますが、心配するのが、休校になって、生徒に至っては授業時間が減っております。これ辺りのフォローをどうするのかというのを、考えがあったら今後の対策として教えていただきたいと。

もうひとつは、最近、テレビ報道等で、高校生・中学生辺りが、東京だろうと思うんですが、繁華街辺りでうろうろしておるといふようなところが問題になって報道されておりました。松茂町では大きいそういうところはないんでしょうけども、北島町とか藍住町にはそういう施設もあります。そういう人への出入り、そこら辺の監視といいますか、注意といいますか、防犯も含めてのパトロール辺りを育成センター等とも協力しながらしたらいいと思いますが、そこら辺のことについてもお聞きしたいと。

それと、もうひとつ、3点目は、今日もニュースで言うてましたが、高校野球が無観客試合ですということになって、甲子園へ行くところの高校では練習を再開したと。ということは、グラウンドも利用してみんな集まってやるんだというふうなことを言っておりました。それと、昨日も報道で、屋外での運動なりはリスクが非常に少ない、感染のリスクが少ないんじゃないかということで、子どもさんたちが家の中ばかりでおらんでも、屋外、公園とかそういうところで遊べるようにしたらどうかというようなことも言いよりました。私も同感でございますので、松茂町もそういう公園があります。それから、広く

言えば、学校の体育館、運動場もありますが、そういうところの利用辺りもいろいろ検討したらどうかと思うんですが、取りあえず、3点、お願いします。

それと、もう1点、今日、幼稚園児がかかって警察官もかかったという報道がありました。それで、心配しているのが、松茂町で考えてみますと、消防の救急車の対応する人ですね。こういう人の体制、例えば、かからんような感染の防護服対策はできとるのか。そういうところも聞いておきます。

それと、もうひとつ、消防について、救急で要請があったときに、風邪かインフルエンザかコロナか分からんようなときの対応辺りのマニュアルはできておるのかどうか、それについても再問としますので、ご答弁、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 山下学校教育課長。

○学校教育課長【山下真穂君】 藤枝議員の再問について答弁申し上げます。

まず、1つ目、学校が休校になり授業時間の不足をどう補うのかというご質問ですが、残った学習内容は新学期で対応することといたしております。小学校6年生の残りの授業についても中学校で実施いたします。なお、中学3年生については既に全課程の学習が終わっております。中学3年生においては受験を控えている生徒が大半を占めており、3月2日、3日、4日に時間・人数を分けて受験についての指導を実施いたしました。

次に、2番目ですが、防犯も兼ねてパトロールを強化してはどうかというご質問ですが、育成センターには既にパトロールの強化について依頼をしており、3月2日から巡回回数を増やして対応いただいております。徳島板野警察署においてもパトロールの強化を実施いただいております。また、学校からの発出文書の中に、ゲームやSNS等の長時間使用や不適切な使用についての注意喚起を掲載するとともに、学校による子どもの様子の見守りや電話等による保護者や本人への聴き取り等も実施しており、今後も、関係機関と密に連絡を取り、子どもの健康・安全について対応していきたいと考えております。

次に、公園や学校の運動場等屋外の利用についてですが、2月28日発出の学校からのお知らせの中にも、感染防止のため、用がないのに人混みへ行かない、人との接触を極力避ける、むやみやたらに友達の家に行かないなど、保護者にご協力をいただいております。現在のところ、公園や学校の運動場を開放するという事は考えておりません。ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

以上で教育委員会からの答弁といたします。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 藤枝議員再問のうち、一番最後の部分、消防の対応についてでございます。

消防につきまして、救急車の隊員でございますが、これは、言わば、今回のコロナの件でなくても通常からそういった、いかなる病気なのか、救急で搬送する方がどういう病気から、つまりは、場合によっては、けが以外でも感染症の場合もあるでしょうし、今回、議員ご提示の風邪、インフルエンザ、あるいは新型コロナウイルス以外の、もしかしたら感染症の場合もあるかもしれないということから、通常から、救急のマニュアルにおいて、板野東部消防組合の救急隊員が使用する服でありますとかいろいろな手袋でありますとか、そういったところは、基本、同じものを繰り返し使わないというような体制でマニュアルに沿った形で行動しております。まず、これを最初にお答えさせていただきます。

その上で、今回、防護服等がどうなのかということですが、コロナの件で、新型コロナが発生しております状況の中で、常々、板野東部消防組合とは私ども松茂町の担当と連絡を取り合いながら、今の状況下で救急隊員の安全面、これもしっかり把握しながら、これをきちっとできるようにということで情報交換をしながら進めております。ご質問でご心配ということであります。私どもも同様に、板野東部消防組合が業務できないということになったら住民の皆様の安心・安全に非常に大きな問題が発生いたしますので、常々、情報共有しながら、救急業務がちゃんとできるようにということで構成町の1つとして消防組合と話をしているところでございます。

○議長【佐藤道昭君】 鈴谷特命部長。

○特命部長兼危機管理課長【鈴谷一彦君】 松茂町の方での備蓄分を少しご案内させていただきます。

松茂町では、今現在、ウイルス対策用の化学防護服を47着、あと、ゴーグル30個、ニトリル手袋、これはウイルス対策用の手袋ですが、それを千枚。それから、靴にはくシューズカバーを1,500枚備蓄しております。

以上です。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ありがとうございます。

特に、消防の方については2次感染、3次感染が予想されますので、極力安全に気をつけていただきたいと思います。

それから、学校関係のことについてもよく分かりましたので、落ちのないようお願い

したいと思います。

そこで、もう1点だけ、公園等は今は開放する予定はないと、それ、私も承知しております。それで、提案しとるのは、最近、そういうふうな、リスクが少ないので遊ばしたらどうかというようなことも報道されておりますので、今度、検討してはいかがかなと思いますので、そういうことで検討していただきたいと思います。

それから、もうひとつ確認ですが、先ほどのご答弁の中で、発熱2日以上やったら相談はと聞いたんですが、これ、2日で間違いないですか。今、その場で教えてください。これ、徳新の記事ですが、これには発熱4日以上で相談はと、これ、大きいやつ、全部家庭に配ってありますが、こういうふうなところもあるので、数字は、どちらが正しいんかどうかわかりませんが、こういうふうなこともありますので、いろいろ、町民への報道は、情報発信方法については、無線とかいろいろでやると今お答えいただきましたけども、できるだけ紙に書いたもので各家庭にお渡しするというのが一番正確で町民の方も安心されると思いますので、ぜひ、そういうふうなことを検討していただきたい。

例えば、これ、新聞折りこみしましたらお金も要るしいろいろということで費用の問題もあるんですが、費用が要るんやったら、費用が要って補正予算を組んでいただいたら結構かと思います。

それと、もうひとつは、自治会とか自治連合会とかがありますので、そこを通じて各戸に配布すると、いろいろ手はあると思いますので、ぜひ、そういうような、書いたものを各家にお渡しするというようなことも検討してはいかがだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そこで、この件についてはお答えは要りませんが、先ほどの2日、4日の件については、もう一回、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 鈴谷特命部長。

○特命部長兼危機管理課長【鈴谷一彦君】 先ほどの答弁の中で、私の方から申し上げたものを再度申し上げます。

風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続いているとき、(解熱剤を飲み続けなければならないときも含みます) また、強いだるさや息苦しさがある場合です。高齢者や基礎疾患などのある方についてはこれらの症状が2日程度という場合でございます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ありがとうございます。

そういうふうに、口頭で言いますとそういう取り違えもありますので、できるだけ書いたもので各家庭に配布するように検討していただけたらと思います。

もう1件だけ言うときます。最近、マスクがないんですね。マスクはどれも品薄で、誰か買いためしよるんちゃうかという話もよう聞きますが。この前も、徳島市木工会館でマスクづくりの教室を開いた、非常に好評だったというふうなことを聞いております。これも、マスクづくりをしたら、反対にまた感染するんじゃないかというふうな懸念もあるようですが、それも、やり方の問題で、例えば、教室方式にするのか席を離してやるのか等、対策はいろいろありますが、そういうこともしてみてもどうかと。

それと、最近、私も、今朝見たんですが、ネット辺りとかユーチューブでマスクの作り方というのをようけやっております。簡単でございますので、そういうふうなことも町民に広げてはどうかと思いますので、そういうところもひとつ検討の課題に付け加えていただけたらと思います。

○議長【佐藤道昭君】 それでは、小休いたします。

午前11時03分小休

午前11時15分再開

○議長【佐藤道昭君】 時間が参りましたので、小休前に引き続き、再開いたします。

藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 それでは、引き続き、質問させていただきます。

2問目のごみの収集についてでございます。

その中のまず1つでございますが、資源ごみの出し方についてでございます。

プラスチック製の買物袋、通称、レジ袋というのが本年7月から有料化になります。皆さんご承知のとおりでございます。これは、海洋ごみ問題や地球温暖化といった生活環境や国民経済を脅かす地球規模の課題が一層深刻化を増しているという背景を踏まえまして、プラスチック資源循環戦略を2017年に制定され、その取組の一環であります。分かりやすく言いますと、国民一丸となってプラスチック製品を減らす、地球環境を良くしようということではないかと思えます。また、町長は、所信表明の中でSDGsへの取組を表明しております。

そこで、質問いたします。

松茂町では、資源ごみを出すときは、透明または半透明のポリ袋に入れてくださいとされております。家庭ごみを出すとき、ほとんどの各家庭ではレジ袋に入れて出していると聞いておりますし、私もよく見かけます。レジ袋が有料化になり自分の買物袋を持ってスーパーとかで買っても、ごみを出すときにレジ袋がなかったら新たにごみ袋を買わなかったら出せないということになります。それでは、ごみを、プラスチックを減量するというにはならないということになります。政府は、海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のものやバイオマス素材の配合率が25%以上のものなど環境性能が認められるものは良いというようなことにしております。こういった素材でのごみ袋を松茂町指定のごみ袋にしたかどうかということでございます。町民の皆さんに使っていただいて環境汚染問題に貢献してはどうかというふうに考えますが、町の考えをご答弁願いたいと思います。

それと、もう1点でございます。2番目ですが、町で収集・処理できないごみの見直しについてということでございます。

収集できないごみとは、建築廃材等、自動車、バイク、タイヤ云々、ようけあります。それは、ごみ収集カレンダー等いろいろのところにあります。例えば、「松茂町暮らしの便利帳」、これ、29年9月に発行された松茂町発行のものでございます。また、詳細についてはごみ分別ガイドブックを参照してくださいというふうに書いて、これも、各戸に配布しているように聞いております。このごみ分別ガイドブックには、町で収集・回収できないごみは販売店もしくは取引先の販売店にご相談くださいと記載されております。収集できるごみとできないごみの分別早見表も載っております、これを見たら大方の分はええか悪いか分かるような格好になっております。これ、細かく作られております。当時、作った方はご苦労だったと思います。

しかしながら、町でせっかく作ったガイドブックを各家庭に配布しても、町民の方はそれを利用しているのかなど。例えば、私は、この質問をこしらえるときに町の職員なり、それから近所の町民の方に聞きますと、カレンダーのことは知っておりますよと、それを見ていろいろごみ出ししよと。ところが、こういうようなことを書いてある本があるというのは知らなんだと。たまたま私が聞いた人が知らなんだだけかも分かりませんが、恐らく奥さん辺りは知るとるのかも分かりませんが、普通の男性とか多くの方はあんまりご存じなかったように思います。したがって、こういうような、せっかく作るとるやつの利用方法辺りをもうちょっと工夫して皆さんが認識できるようにできないかということでご

ざいます。

それと、もうひとつは、内容面につきまして、最近ではネットやホームセンターでいろいろなものが買える時代になってきております。少なくとも、ホームセンター等で買えるようなもの、例えば、皆さんがご家庭で家庭菜園とか日曜大工をされる方も大勢おると思っています。こういうところでできた廃材といいますか、ごみ、ここら辺りを、今のところは、見よりますと出せないような規定になっております。

例えば、詳しく言いますと、普通、家庭菜園辺りで一輪車を使つとるところは多いと思います。一輪車は出しても構わんということになっておりますが、タイヤはあきませんと書いとるんです。タイヤはどうするんかと、買うたどこへ言うていくんかというふうなことになるわけです。そしたら、いろいろ、トタンとかタイル、タイルもあきませんとなっております。こういうやつもいろいろ買います、ガソリンの携行缶にしても処理対象外になっておりますが。こういうような品目はいろいろ変わって、日曜大工とか家庭菜園するときに必要な不可欠なものがよく売られるようになっております。こういうものは、少なくとも町で回収できるように見直したらどうかと。

それと、もうひとつは、今、回収できないようなものの中に、例えば、ドラム缶はあきませんと。これ、なぜいけないのか、皆さん、今、取り扱いしとる職員の辺り、これ、理由は分かつとるのかなと。そういうような、そのときはそうなつとんですが、今は別じゃないかと。例えば、ドラム缶1つにとつても、焼却炉を改造したドラム缶、それから、バーベキュー用に改造したドラム缶、いろいろあります。こういうやつは、ほな、どこへ捨てたらいいのかというふうなこともあります、こういうようなことも含めて、町民の方が利用しやすいような内容に見直したどうかと、こういうことです。

いろいろ総合計画の中を見よりますとこういうようなこともいろいろ書いてあるわけですが、何か、5次総合計画の中で、町民の関心しとるやつで評価が一番いいんです、ごみのことに関しては。ところが、重要度施策は、これも、また上位、1位に来とるわけですよ、今後の対応としては。町民が、ようできております、満足度から言うたらよくできておりますよと。しかし、今後こういうことはいろいろ充実してやってもらわないけませんよというようなことになつとるわけです。これを、総合計画で見えますと、あります。これを見えますと、ごみ関係の施策については非常にレベルが低い結果になつとる。町民アンケートの数字を反映されていない。そこに何かあるんだろうなとは思いますが、町民は、そういう満足度はいいですよ、今後の施策も充実してもらいたいです。しかし、

今後のやつ、計画の中には非常に低いような結果になつとる。これをどうのこうの言うわけでないんですが、そういうようなことを踏まえて、いろいろ関心事が高いということになっておりますので、そういうようなところを見直してもらいたい。

もうひとつ例を言いますと、家電4品目、これについては町は収集できませんと。どうしてもという方は郵便局でリサイクル料を払って券をもらって、それを貼り付けて一緒に環境センターに持って行きなさいと。そしたら、環境センターでは、預り料と運送料を頂いたら代行処分しますと、こうなっております。こういうところも、普通の人、例えば、洗濯機を買換えたら、買い換えた業者に言うたら処分してくれます。しかし、買い換えない場合、これはどうするかと言うたら、これを、今のやつを利用せなしゃあないんですね。何件あるか分かりませんが。例えば、そういうふうなときに、わざわざ保管料とか運送料とかを取らんでも、町がサービスで、リサイクル料だけもろたらうちが代行で処分してあげますよというような取扱いにできんかなと、そういうふうには、まずは、そういうせっかく作ったものの利用を使いやすいように考えてみてもらいたいというのが1点と、中身はそういうふうに見直して町民のニーズに合ったようなことに変えたらどうかということでございますので、この2点についてご答弁をお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 小坂産業建設部長。

○産業建設部長【小坂宜弘君】 それでは、藤枝議員ご質問のごみの収集について答弁申し上げます。

最初に、資源ごみの出し方についてでございます。

ご存じのように、レジ袋の有料化が令和2年7月から実施されます。現在、町では、ごみ出しに使用されたレジ袋につきましては、汚れがあり資源ごみとして扱えないことから、焼却処分を行っております。資源ごみとして収集しておりますプラスチック製容器包装につきましては、固形燃料としてリサイクルしております。町におきましては、きめ細やかなごみの収集・処理を行っており、その結果、議員のおっしゃるとおり、第五次松茂町総合計画において実施された町民のアンケートでは高評価というような結果をいただいております。

ただし、議員ご指摘のように、ごみの減量化・再資源化につきましては、今後、ごみ行政の動向を踏まえ検討しなければならないと考えております。このことから、バイオポリエチレンを素材とするものをごみ袋として指定することは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、町で収集・処理できないごみの見直しについてでございます。

ごみ収集カレンダーにつきましては、主にごみ出しに関する日程表となっております。ごみの種類や出し方につきましては、ご指摘のように、約260項目に分類したごみ分別ガイドブックがございます。このガイドブックは、五十音によるごみの分別早見表で分かりやすく記載されております。このガイドブックにおきましては、町のホームページに記載しておりますので、ご活用をお願いするところでございます。また、ごみ分別ガイドブックの周知につきましては、ご提案いただきましたが、十分に町民の皆様にご利用をいただくため、広報まつしげへの掲載や、次回作成いたしますごみ収集カレンダーにその旨の記載を行いたいと考えております。

現在のガイドブックにつきましては、平成27年度に作成をいたしました。残り部数も少なくなっており、さらに中身を充実させたものを令和3年度に作成したいと考えております。

次に、ご指摘のございました第二環境センターに持ち込まれるごみにつきましては、持ち込みをされた際に使用内容及び撤去方法などの聴き取りを行い、一般廃棄物か産業廃棄物かを判断しております。これらのことにつきまして職員間の情報共有を図ってまいります。

また、量などの第二環境センターへのごみの持ち込みについてでございますが、1日の処理能力には限界がございまして、持ち込みされたごみの量によりましては、何日かに分けて持ち込みしていただくようお願いをすることもございます。

次に、家電4品目、具体的には、エアコン、テレビ、冷蔵庫や冷凍庫、洗濯機や衣類乾燥機は町で収集・処理できないごみでございます。これらの処理につきましては、まず、郵便局でリサイクル券を購入し、家電リサイクル法第29条により、製造業者などが定めた指定取引場所へ直接持ち込むこととなっております。ただし、第二環境センターへ持ち込む場合には、郵便局でお支払いしていただくリサイクル料金と別に、保管・運搬手数料として1台当たり1,980円を納付していただくことで処理はできます。保管・運搬手数料を無料にしてはどうかというご提案をいただきましたが、行政が行うサービスにつきましては限界があること、また、受益者負担の原則から現在の制度でお願いをしたいと考えております。

例えば、消火器につきましては、一般財団法人徳島消防設備協会に加盟をしている事業所に有料で持ち込みをお願いしております。今後、さきに答弁いたしましたガイドブックの見直しに併せ、町が受け取るごみの種類や費用の負担の有無など、町民の利便性を踏まえ

検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ごみの出し方や分別につきましては、分かりにくいものとなっております。先ほど申し上げましたように、ガイドブックの表現を工夫するなど、分別方法をご理解いただけるように努めてまいります。また、全世帯に配布するガイドブックについては、各家庭で取り出しやすくいつでも見ることができるように、ホームページ掲載用につきましては、町民の皆様が見やすいように工夫したいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ご答弁ありがとうございます。

再問させていただきます。

今のプラスチックのことでございますが、私が提案して、取組しないと、できまへんということで、理由がよく分からないので、もう1回、詳細なやつをお願いしたいと思えます。

これも、この前徳新にも載ったんですが、徳島県下では、こういう粗大で指定ごみを作るところは1つもないようでございます。ただ、一般の今までの従来のプラの袋で指定ごみしとるところは大分ありますが、徳島県は大分、よそと比べて少ないということを知っておりますが、例えば、鳴門市にしても、大きな市はほとんどがごみの指定袋を指定しております。これがなぜできないのか分からんのです。お金がどれだけ要って、だからできないのか、ただ単に、こういう国がしよるやつやけん反発してせんのか、意味が分かりませんので、もう1回、そこら辺の理由づけだけをお願いしたいと思います。

それと、もうひとつは、収集できないごみの見直しについては、ぜひ、いろいろ知恵を絞って、できるだけ町民の目線に合うような形での見直しをお願いしたいなと。それと、利用するについても利用しやすいようにしてもらいたい。私は、これ、ホームページで調べましたら、一番最初に出てくるのが、詳細はカレンダーを見てくださいとなつとんです。カレンダーを見たら、建築廃材とか産業廃棄物はいけませんよとなつとんです。ガイドブックを見てくださいは1つもないんですよ。それではガイドブックまで行き渡りませんので、そういうようなところも見直していただきたい。

それと、もう1点、これも収集関係ですが、担当者によっていろいろ違うんですよ。この人に言ったら取ってくれた、この人は取ってくれない。また、収集業者についても、収集業者のどこへ出したら、例えば、喜来の場合やったらごみ柵の方へ出すんですが、ごみ

柵へ出したら皆持って帰ってくれた。環境センターへ行ったら突っ返されたとあります。私も現にあります。そういうようなところがいろいろありますので、取り扱いする人、業者も含めてですが、統一した認識で仕事に当たれるように、マニュアルを作るとか研修会をするとか言って、人によって隔たりのないようお願いしたいなと思います。

それと、もう1点、これ、一番最後で言おうと思ったんですが、この前、道路に車のホイールが落ちとったんですよ。ちょうど環境センターへ持って行く用事があったので、それを積んで行きましたら、もの見事に、持って帰れと断られました。渋々持って帰って、今私の倉庫に置いてあるんですが。そういうようなところも、車の部品はあきまへんとなつとるんです、規定では。しかし、拾うとるけん、これ邪魔にならんと思って持って行ったら、これはあきません、持って帰ってくださいと、こういうような対応があるわけですけども。そういうこともありますので、統一したことをしていただきたいなと。

それと、もうひとつありましたわ。いろいろ日曜大工をして家の釘を抜きますね。釘を抜いたら、これはあきませんと。針金と一緒に持っていったんです。これはあきません。なぜあかんのか理由はなかったですが、人によってこういうようなところがあります。そういうこともありますので、そういう取扱者の方のマニュアルといえますか、そういうこともご指導をお願いしたいと思います。

このことについて、もう一回、ご答弁をお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 森副町長。

○副町長【森 一美君】 藤枝議員さんの再問についてご答弁をさせていただきます。

まず、ごみ袋の件でございます。担当の方からご答弁させていただきましたように、バイオマス素材25%以上の袋、それから、海洋生分解性のごみ袋、こういうものが技術の進展とともに少しずつ研究が進み導入がされているようでございます。私どももバイオマス素材の袋があるのも承知をいたしております。

藤枝議員さんからのご質問の中にもございましたように、アンケート調査などから見ますと、松茂町民の皆様方は、松茂町のごみ行政に対しては高い評価をいただいております。これを分析といいますか、考えてみますと、県内におかれましても、しっかりとごみの細分化をしてごみの資源化を図るというふうな町村もございます。顧みて、私どもの松茂町のごみの収集等を見てみますと、ある程度そこら辺りが緩やかな状態で皆さんからごみを収集させていただいているというところがございます。町民の方からは、スーパーのレジ袋においてごみを搬出、出しますと町が収集をする。有料の袋でもって指定袋というもの

も定めております。ですから、ある程度そこが緩やかな状態で、今、収集業務をさせていただいています。そういうところが町民の方からは高い評価を、ごみに関してはいただいているかと。町民の方からしますと、簡易な方法によってごみを搬出することができるというところでなかろうかというふうに分析をいたしております。

ここで、議員ご提案のように、バイオマス等の素材の環境にやさしい素材でもってごみの収集が指定袋としてしてはどうかというご提案でございますけれども、町民の皆様からすると、今まで自由に、ある程度緩やかに出すことができたごみを、改めて指定袋をご購入いただいて、それに限定してというふうなところでなりますので、少し、町民の方からしますと、ごみを出すルールが厳しくなるというふうなことかというふうには私どもは考えております。これが、技術が進んで、海洋生の分解性のごみ袋、それからバイオマス、これが今25%以上は国がいいというような状況でございますけれども、技術がもっと進み、これらが完全にレジ袋に取って代わって、これでなければならないというふうなところまでのことになれば、町としてもそれを変更することはいささかも考えていないということではございませんので、現段階においては、少し時期尚早というふうなことも思っております。それから、ごみにつきましては技術が日々進歩しておりますので、そこらの動向見ながら対応を考えてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

それから、あと、ごみ収集、それから、ごみの環境センターの職員ですね、従事する職員について、共通認識、ここをしっかりとということでご指摘ございました。この点につきましては、ごみの業務に従事する全職員が共通認識があるように、そのところはしっかりと指導徹底をいたしたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ご答弁ありがとうございます。

1点だけ私の考え方と違うんですが、今の答弁の中で、レジ袋をこしらえというのと違うんですよ。ごみ袋をこしらえと。レジ袋はスーパーやそんなところでこしらえたらいいんでね、それはなくなる。なくなったら、町民の方はごみ袋はどこで調達するんやと、透明なごみ袋をね。それは、スーパーとかいろいろなところで売りよるやつを買ってくるという格好になると思います。それを、松茂町指定のやつを、環境にやさしいやつをこしらえたらどうかという提案なんですよ。

それで、もうひとつは、これでなかったら松茂町は出せんということになりますと町民の方は非常に不便になりますが、そういうふうには、松茂町指定というごみ袋をこしらえたら、少なくとも、松茂町の方は、そういう環境に優しいごみ袋を利用して搬出してくれるんじゃないかなと。ほかのところの、例えば、鳴門市が作るとごみ袋でやったらいけませんとかいうことは、決して、そんな扱いをせなんだらいいわけなので、何も、結構ですよと、同じ買うんやったら、松茂町の環境に優しい素材がありますから、これを買って使ってくださいよというようなことでしたらええと思いますが。ここは、いろいろ議論はしたくないんですが、そういうふうなこともありますので、将来的なことになるかも分かりませんが、国も環境問題も言うております。町長も、先ほど言いよったら、SDGsですか、これにも取り組むというので、そこら辺も検討していただいたらと思います。

それから、取扱者、業者についても、町民の方が接して納得いくなというようなところの統一したマニュアルを作って教育していただいたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に参ります。町の活性化についてでございます。

これにつきましても、住民や町外の人に聞きますと、松茂町には人が集まる施設が1つもない。また、人を引きつけるイベントもないというふうなことを言われます。何を言ひよんかと私も聞きますと、今、町の方では新交流拠点の計画を進めております。そして、それにも防災対応もこしらえていろいろこれから進めていこうとしているわけでございます。これは、これでいいんですね。ただ、これは、交流拠点と言いながら、私を感じるには、イベント主導型の交流拠点、例えば、今日は家族で暇なんでちょっとそこへ行こうかと言うても、そこへ行ったって散歩しかできないんですね。イベント中止が、催しがなかったらなかなかできないので、喫茶店ぐらいはあるんか分かりませんが、そういう拠点。これは、それで意味はありますし、商業関係とかいろいろあると思います。また、「まつしげまるしえ」等ともそこですようでございますが。それは、それで意義があると思います。

ところが、よくよく聞いてみますと、何かと、近隣の町へ行きますと、例えば、温泉がある、大型ショッピングセンターがある、最近やったら鳴門市でウズホールができていろいろなことでもできるし、家族が行って楽しめる食堂もある。こういうような集客施設といひますか、娯楽施設、集まるようなところが松茂町には1つもないやないかと。こういうのがあったら、反対によその町からも人が来てくれるんじゃないかと。

ちなみに、例えば、川内にあるあいあい温泉とか、それから、板野の温泉がありますね。ああいうところへ松茂町の人は大分行きよるんですよ。そういうことを考えると、何しに行きよるかて、風呂に入りに行きよるだけでないですね、娯楽に行きよるんですよ、レジャーです。そういうような施設が1つもないので、そういうようなところを造ったらどうかというようなことを意見を聞きました。これをそのまま造れというわけでないので、町は、第三セクターというのは今時似合わんわけですから、いろいろ業者を呼んできていろいろなことをせないかんと思います。それから、土地の制約の問題もあるし、いろいろあるのは承知しておりますが、そういうようなニーズをつかんで長期計画に反映していただきたい。

先ほど、私が第五次松茂町総合計画、これを作った根拠を、この中に町民のニーズ把握というてあるんですよ。どんな格好してニーズを把握しているんかと。よくよく、これ、アンケートもありますけど、これを見てもみますと、町がしよる施策について満足度、5段階方式です。満足度を書いて、これにて、あ、町民は今の町行政について満足しとんか普通なのか、これ、分野ごとになります。そういう取り方をしとんですね。それから、今後どういようなことが重要と、どういう施策、どういうことをしたらええかという質問もあります。それも10ほど書きまして、防災とか交通とか、そんな項目が、その中から3つ選んでくださいと、こういう形式で取ったやつが松茂町総合計画に反映されとんです。

どういことかと言いますと、今後、こういうものが欲しいと言うて、どういものが大事ですか言うたら、ほとんどの人が防災のところを丸を付けるんですよ、防災のところ。娯楽とかレジャーのところには付けませんわ。重要なものは何か言うたら、防災、交通、こういうふうには、当然、その結果が、これ、反映されとります。だから、ニーズを把握するについても、こういうようなアンケートするんでなしに、もうちょっと、例えば、こういう娯楽施設やったらどういようなんがいいですか、交流するんやったらどうい施設がいいですか、ある程度、幾つか、これは、こちらで考えてもろて、バツでもええんですが、そういうような直接町民の意見が聞けるようなアンケートなりをして町民のニーズをつかんで、次の総合計画に反映していただいたらなと思います。この点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 古川総務部長。

○総務部長【古川和之君】 藤枝議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員ご質問の地方創生や地域活性化について、広く町民の意見を聴きニーズを把握し、

町民が本当に望んでいる施策を長期計画に反映して進めてはどうかとのご質問についてでございますが、本町は、少子・高齢化及び人口減少対策として、第五次松茂町総合計画、及び松茂町ひと・まち・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を町政の基本指針として町の活性化に取り組んでおります。本町の最上位計画である第五次松茂町総合計画の策定に当たりましては、平成26年8月に二十歳以上の町民2千人を無作為抽出し郵送などで町民アンケート調査を実施いたしております。さらに、昨年度策定いたしましたまちづくり基本計画や本年度策定予定のまちづくり実施計画、及び次期松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定に当たりましても、町民アンケート調査を実施いたしております。

その中で、第五次松茂町総合計画におきましては、町の住みよさと今後の定住意向、今後の松茂町の特色づくりの方向、これからのまちづくりで重視すべき土地利用の方向など、各設問ごとに該当する番号を選択する場合のほか、該当する項目がない場合は、その他の意見の項目を設けまして記述による回答もできるようになっております。また、自由意見の記入欄を設けるなど、ニーズ調査に近いアンケート調査となっております。なお、記述による自由意見の内容について、多数を占める意見につきましては、防犯・防災対策関係であり、それ以外の意見としては、ごみ処理関係、教育・福祉関係及び商業施設関係となっております。このことから、町のまちづくりに関する長期計画の策定におきましては、従前から、町民アンケートなどを実施し町民の意見を反映させた計画となっております。

また、商業施設などの誘致につきましては、第1種農地を多く抱える本町では土地利用において厳しい規制があることや、さらに、議員もご認識のとおり、本町を含む徳島東部地域周辺には様々な商業施設などが存在しているため、商圈分析や費用対効果などの観点から困難であると言わざるを得ません。現在進めております新交流拠点施設が完成をいたしましたら、当該施設1階のコミュニティカフェを中心に、町内外の方々が気楽に交流できる憩いの場所の設置や、マルシェなどを含む様々なイベントを企画開催しまして町のにぎわいづくりに取り組んでまいりますので、議員各位には、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ご答弁ありがとうございました。

この件につきましては、いろいろ考え方もあろうと思いますが、私も町会議員でございます、町民の意見もくみ上げてこういう場で必ず言うてくれということもありましたので

申し上げましたが、1つの考えとしてはそういうこともあるということは行政の方も認識をしていただきたいと。

それで、私からお願いしたいのは、次の六次計画のアンケートをするときには、自由意見を書くでなしに、いろいろなことを考えることをしてそれを選ぶとか、いろいろ方法はあるかと思いますが、そういうことで、ぜひ、ニーズのつかみ方に注意をしていただきたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 小休いたします。

午前 11時54分小休

午後 1時00分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 それでは、引き続き、一般質問させていただきます。

今度は、防災・減災対策についてであります。

近年、異常気象により全国各地で風水害による大災害が発生しております。被災地自体の報告によると、異常気象による想定外の雨量、それに伴う内水氾濫による災害が発生したとのことであります。異常気象による風水害対策について質問をいたします。

まず、松茂町では、近年、農地転用が進み、遊水地である農地が減少し用排水に流れ込む水の量が多くなっていると思います。20年前、20年前と比べるといいんですが、どの程度、遊水地が減ったのか。また、用排水に流れ込む水の量はどの程度増えたのか、そこら辺がお分かりやったら教えてもらいたいと思います。

それから、私も長年自治会の仕事に携わっており、大規模な分譲住宅地に対応する水路建設、これは、よく目にいたしますが、その水路の先にある用排水路の拡張は従前どおりというふうに記憶しております。河川への排水能力については、排水ポンプを取り替えたり能力アップしたりということで一部改善については承知しておりますが、排水能力は今どのように改善したか、これも教えていただきたいと思います。

また、今まで台風等で道路や家屋浸水が起きている箇所、これについては町の方でも把握していると思いますが、このようなところについてどのように対処し改善したか、もし対処しておるんやったら説明を求めます。

次に、2つ目ですが、先日、一昨年 of 西日本豪雨の被災地である総社市に視察に行きま

した。その中で、そこの市長は、避難指示をあらゆる手段で市民に呼びかけたけども、市民はそれに応じてくれなんだと、1%か2%、そこら辺だったと思いますが、それぐらいしか避難しなかったというふうなところを問題視しておりました。東日本大震災を機に地震津波対策特別委員会を立ち上げたとき、私もそのとき委員長で、会長であったわけですが、避難をしない、いわゆる避難放棄者が多くおりました。これは、この当時のことを言いますと、長原地区とか、それから喜来、長岸のところでは全然認識度が違いましたけども、特に沿岸から離れたところへ行くほどそういう危機管理が少なかったかなというふうな印象を持っております。

それで、その後、総社市の市長の話を聞きますと、以前、東日本大震災のときにそういう話をして、その後、いろいろな人に聞きましたが、その後、何の話もなし、対策もこれといって進んでいないと聞いておりますが、こういう避難放棄者、これ、おるんは確かでございますが、こういう人をどうするのか。この後、板東議員の方からも避難者遅れのゼロについての質問があるようでございますが、このことについて、どうするのか。要援護者とか避難弱者についての対策については、いろいろこうしたああしたということで聞いております。こういう自分から好んで避難せんと、もう死んでもええけんせんというような人をどうするのか。恐らく、このまませんと言うて家に置いときますと、消防の人が行ったりいろいろ行って2次災害、3次災害に発展する恐れがありますので、避難はわしはせんと言うても放っておくわけにはいかんのだらうと思っておりますので、そこら辺の対策はどうするのか、教えていただきたいと思っております。

それから、もうひとつ、非常時の住民に対する周知ですね、これは、今までどおり防災無線を主体にして行うということで認識しとるわけですが、防災に関しては、普通の周知と違って、いつ起こるやわからんというところがあります。昼間やったら、松茂町の人やったらほとんど勤めに行とるか屋外で農作業をしとるのかということになるろうかと思っておりますが、そういう屋外まで隅々まで届くような無線スピーカー、この前、町長の所信表明のところでは13カ所設置するというふうなことを言うておりますが、今後、これをどうするのか。全町にまたがるような設備を造れるんか、造らんのか、そこら辺をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 小坂産業建設部長。

○産業建設部長【小坂宜弘君】 それでは、私からは、藤枝議員ご質問の防災・減災対策の異常気象による風水害対策の前半の部分について答弁申し上げます。

遊水地としての農地が20年前と比べてどのくらい減ったのか、また、農地の減により用排水に流れ込む水の量はどの程度増えたのかということですが、松茂町は、平成12年から令和元年度までの20年間で約34.8ヘクタールの農地が宅地や駐車場などに転用され遊水地としての能力が減少しております。議員のおっしゃるように、農地は、農業が営まれることにより雨水を一時的に貯留し、徐々に下流に流すことで洪水の発生を防止・軽減させるという特徴を有しております。本町の排水対策検討業務で採用している土地の保水能力は中小河川計画の手引きから引用しており、1回の降水に対する1㎡当たりの保水量は、農地で55ℓ、市街地で23ℓとしております。その差が32ℓであることから、20年前と比べて約1万1千トンの保水能力が減少したと考えられ、用水などへ流れ込んでいると思われま

次に、排水能力は改善したのかの問いにつきましては、現在、町内には農業用の排水機場につきましては4機場と水中ポンプのみが2カ所配置しており、これに関連する樋門は14カ所ございます。平成18年3月は蔵野ポンプ場を設置、平成28年3月は中喜来排水機場で排水能力を向上させる設備改善、同年5月は小喜来ポンプの設置を行っております。これらの施設整備により、農業用全体での排水能力は12.5㎥/毎秒から15.1㎥/毎秒に増となり、以前と比べ1.2倍に改善しております。

次に、今までの台風などでの道路や家屋浸水箇所の対策につきましては、豪雨の恐れがある場合は、事前に排水機場の管理人と連携をいたしまして、樋門やポンプの操作により水路の水を最大限引かせておくなどの対策を講じております。このように、ポンプの排水能力の強化や事前の対応、また、市街地では、都市下水路の整備により、道路冠水や家屋への浸水は以前に比べ改善しております。しかしながら、各地で多発している線状降水帯や、今までにない大規模な台風の発生など、異常気象による大雨に対しては浸水被害が発生する恐れもありますので、内水面の排水対策はもとより、現在行われております旧吉野川河川改修につきましても、早期な完成に向けて、引き続き、国へ要望してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 鈴谷特命部長。

○特命部長兼危機管理課長【鈴谷一彦君】 藤枝議員のご質問の後段の分についてお答えいたします。

防災・減災における避難をしない、いわゆる避難放棄者の問題についてであります、町としても、避難放棄者を出さない避難訓練に重点を置きたいと考えております。逃げ遅

れゼロの方針の下、自分が率先して避難する、そして、全員の避難を大前提とする住民意識の機運・情勢を作り上げる取組を工夫しながら、住民主体のワークショップや避難訓練を実施し、住民の皆様と連携して周知・啓発を行ってまいります。

また、小・中学校での防災教育では、現在も避難訓練は複数回実施しておりますが、東日本大震災での釜石の奇跡に代表されるような、子どもを中心とした率先避難・全員避難の重要性についての防災学習を積極的に取り組んでまいります。

次に、災害時の迅速な情報伝達手段である防災行政無線については、現在、運用中のアナログ方式が令和4年11月に免許の終了を迎えますことから、新たにデジタル方式を導入するべく、現在、設計と四国総合通信局への許認可手続を進めております。

その設計の中で、屋外子局については、現状の13局を25局へ増やすとともに、音声伝達性能に優れた最新式のホーンアレイスピーカーを採用するなど、屋外にいる方への情報伝達に最大限配慮した施設整備を実施する予定です。また、新しい屋外子局へはパトライトと呼ばれるLEDの赤色灯も設置する予定であり、視覚的にも緊急事態の発生を周知いたします。加えて、従来から実施しておりますが、地震・津波の発生時や暴風雨などによる災害・避難情報など、状況に応じてお手持ちのスマートフォンが鳴動しメッセージを表示する緊急速報メールにて情報発信いたします。

以上、私からの答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ご答弁ありがとうございました。

まず、水の流れ、排水能力については、水位の上では、今ご答弁がありましたように、1.5倍なり2倍辺りの排水能力はふえると。これも、私は承知はしておりますが、要は、過去の例を申しますと、ポンプのあるところへ水がなかなか行かない。だから浸かってしまう。極端な話を言いますと、北川向とか喜来の長岸の方の辺り、あそこの辺は、長い間、水路が狭いんですよ。だから、排水のところの能力を上げて、そこへなかなか水が流れていかんと。流れていかん上に、そういう予測できないような雨量が流れ込むということで、必然としてそこが浸水するという状況が以前あったわけでございます。それから以降、空港線辺りが通ってどう改善したのかわかりませんが、そういうふうなところを今後どうしていくのか。もちろん直接的な排水能力も増やしてくれとん、これは、結構なこと、これもいろいろ効果はあると思いますが、そこまで行く水の流れの時間差を考えると、このままでいいのかなと。農地転用とか宅地開発していろいろできて排水の方に水がよう

け行きますが、今まで以上に水の量は排水へ流れ込む。そうしたときに、その量がそこまで、浸水する前までにポンプ場のところまで行くかということになるわけでございますが、そういうところの懸念がありますので、そこら辺をどう対処するのか、もう一回、答弁をお願いしたいと思います。

それと、もう1点、被災地での避難者のことでございますが、いろいろ取組していただけるというのは分かるんですが、具体的にどうするのかなど。これも、以前に議員さんが東北とかあちに視察に行ったときに、私もお聞きしたんですが、避難せん人をどうするんなど、どこともありました、避難せん人はおりますと。それをどう説得するのかなというふうな声を聞きましたので、私の頭の中に記憶が残っとるのは、「おまはんは避難しなくて結構、死んでもええんだらうと。しかし、周りの人を巻き込むなど。避難せなんだら、消防とか周りの人、家族の人がお前を助けに行くよと。助けに行ったら、その人が災害に巻き込まれるでないか。だから、あんた、逃げないかんですよ」というような説得を心がけていたというのを、視察に行ったときに、ある自治体の方から聞きました。これも、1つの手かなと。

だから、そういうような、避難しないという人は死んでもええと思っとる人ですから、そういう人をどう避難さすかという、今、例えばの話を言うたんですが、そういうような具体的なことを言うて避難を促すというような対策を取り組んでいただきたいと思います。これは、今ここでどうのこうの言うても、これから検討していただくことだろうと思いますので、そういうよその被災したところの自治体の意見も聞きなりして、どうしたらええかと、ただ単に、逃げん人はしゃあないな、ほっとくや言うんではいかんと思いますので、そういうところをぜひ前向きに検討して早急に対策を立てていただきたいと思います。

それでは、先ほど言った水の方の件、もう1回、答弁をお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 小坂産業建設部長。

○産業建設部長【小坂宜弘君】 それでは、藤枝議員の再問についてご答弁を申し上げます。

まず、先ほど、20年前と比べ農地がかなり開発され減っていると。また、今後、農地が市街化されて転用の度合いによりまして、その部分が集中的に雨水の氾濫が起きるような場合につきまして、排水対策、用水の拡張も含めて考えていかなければならないと思います。今後、農地がかなり減少して市街化が進み、その度合いによりまして、対策につきまして先行しながら考えていきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 森副町長。

○副町長【森 一美君】 藤枝議員さんの防災対策のうちの水の管理の問題、これについてご答弁をさせていただきます。

議員からご指摘のありましたように、松茂町におきましては、地理的条件で松茂町全体が傾斜のない地域でございます。そこで、各市街地、それから市街化調整区域共にポンプを設置いたしておりますが、ポンプ場の前では水がしっかりと、ポンプの動作によって水が掻き出されていると、排水をされておるといところです。ただ、水路に傾斜がないがために、なかなか末端の水が付いてこないといところで、従来でございますと北川向地区、それから向喜来地区などが道路が冠水をしておったという状況でございます。ご指摘のとおりでございます。

先ほど部長がご答弁させていただきましたように、北川向であれば蔵野のポンプを整備してポンプの能力アップをいたしました。さらに、それでも私どもの北川向の水を掻き出すということがなかなかできないというふうなところで、さらに蔵野のポンプ場のところに樋門を設置して、中喜来地区の水と北川向地区の水の流れを良くすると、排水の流れを良くするための樋門も設置をいたしました。今のところ、北川向地区につきましては、この2つの施設が功を奏して、近年では冠水をしないという状況でございます。

それから、向喜来地区につきましても、これは、伊沢裏排水機場、こちらの方でポンプでもって強制排水をいたしております。これが、水路が長い、延長が長いということで、これについては、末端であります小喜来地区に水中ポンプを設置する。上流・下流共に両側から排水をするというふうなところで冠水がしないという状況に至っておるといふうなことで、ポンプ能力のアップと、それを工夫、設置する場所を工夫することによって冠水の被害を回避していると。

それと、先ほど答弁をさせていただいた中で申し上げたように、台風など大きな雨が来るといことが予測される場合については、松茂町内の排水を事前に強制排水しておくことによって、遊水地帯が減少していることを、水路を遊水地帯とするというふうなことで水路の管理によって保水能力を高めると、そういう組み合わせることによって、最近では冠水などを起こしていないというふうな現状でございます。そのようにご理解をいただけたらと思います。

ただ、この頃の気象は非常に異常気象でございまして、それから、台風が超大型化の傾

向にございます。ここらについては、今後、動向を踏まえながらしっかりと対策を講じてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 この件については、いろいろ施策、対策があろうかと思いますが、できるだけ被害が起きないように対策をしてもらいたいと思います。

例えば、この問題でも、私の中喜来なので中喜来のことしかあんまり分かりませんが、ちょうど、あそこの123のパチンコ屋の辺り、都市計画して変わっていかうかとしております。そこで、あそこのちょうど町長の家の前辺り、ようけ住宅が出来ました。その横も駐車場なりいろいろ出て、もう遊水地がほとんどなくなりました。それで、最近どないしたかというたら、ちょうど、徳新の住宅公園、あそこに小さい水路があるんですけども、そこに水門があったんですね、樋門が。それを、最近町の方に言うて補助をもろて直して、水の中須入江川に流すように改善しました。ということは、以前はそれを使わなくてもきれいに流れよったんが、それせなんだら流れないようになったので、そこに樋門を修理して造ったんですよ。ところが、最近、何か言うと、そこへ、今度、ごみがようけ流れ始めた。ごみで詰まってしまいよんです。これを町に言うたら、これは、自治会でしてくださいと。うちの水門の補助するんは精いっぱいです。こういうふうにつっ張られてたので、こういうところが、例えば、そういう災害についての認識があるものかないのか。わざわざ、こういう遊水地が減って、水があふれ出してきたから樋門を整備して、町の協力も得てやったんですけども、今度、そういうごみがたまり出した。流れが呼んだというんですか、ごみがたまりよる。それを取る対策をしようか言うたら、それは自治会でしてくださいと。そういうような答弁があつて自治会がするようにしたわけですけども。

例えば、そういうような、防災1つにとっても、両方で、町民の人といろいろ協力してやっていかないかんのですが、そういうような実態も、最近のことでございますので、そういうことも踏まえてこれから対応していただきたいと思います。

それから、先ほどのデジタル化でスピーカーの屋外設置、これは、こうして全町に聞こえるようになるんでしょうが、これは、例えば、今、丸須の自治会辺りは、自分のところがスピーカーを持っとんですよ。そういうようなところもこうするんですか。それと、そういう各町からの放送だけでなし自治会でも周知事項があつたら使えるようにできるのか、できないのか。そこが分かるとつたら教えてもらいたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 藤枝議員から、ただいま、丸須の自治会が独自に持っている設備との兼ね合いということでご質問を受けましたが、現状、私ども、町でやっておりますのは、町が以前に整備いたしました13局の屋外子局を含みます町の防災行政無線ということでしておりますので、現時点で丸須の関係性については特に考えておりません。

ただ、そういうご指摘を踏まえまして、今はまだ設計の状況でございますので、何ができるかにつきましては、設計の中で考えられるものがあればとは思いますが、今、この場でお返事いたしかねます。

次に、もう1点でございます。いろんな放送に使えるかということでございますが、これにつきましては、屋外での放送と言いますのは、国の、昔で言う郵政省、今の総務省の許認可事項でございます。どういった人がどういう立場で、言うたら、無線というか、電波が使えるかというのは、これが全て許認可が絡んでまいります。従いまして、松茂町といたしましては、現在、同報無線利用者協議会という組織を持っております。その組織に入る、これは、条件といたしましては、民間の営利事業者とかではなくて公共性の強い団体であればということで、団体におきまして団体自身も免許を持つ形で、今、現時点でも防災行政無線を使って団体によります公共放送というか、一般のお知らせ放送をしておりますので、その延長線にあるものとお考えください。今の制度と変わらない形で公的な性格のある団体については、国の許認可を取りながら利用していくということにさせていただきたいと思っております。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 分かりました。ありがとうございます。

次に、最後になりますが、町民の目線に沿った行政対応ということでございます。これも2点ございます。

まず1点目、業務の見直しについてでございます。先ほど、ごみの問題でも私言いましたが、行政の仕事をするに当たって、日常のルーティン業務、これは、当然、正確・公平にやらないけません。ルールや規則はいつ作られたものなのかと、果たして、今、そのやり方が今の時代に合うとるのかなというふうなところ、こういうところも、小さい小さいことからでも見直してみたらどうかと。今日の新聞を見ましたら、町長も頭痛いですが、税金の問題も入っております。これも、まさに仕事に分かっていなかったんかなと、こう思います。

それで、例えば、見直しの条件として、例えば、ポンプ場の管理人や、こういうところは、今、年齢制限がありますが、これも変えたようでございますが、こういう前に作った年齢制限、こんなに高齢化になってきたら年齢制限が合わんようになってると、こういうふうなのは見直したらどうかとか、いろいろあるかと思います。それから、公園辺りで木が伸びてきたりいろいろしておりますが、こういう辺りをきれいに剪定して枯れ葉辺りを清掃できよるのか、溝は詰まっていないのか、住民に迷惑をかけていないのか、そういう目線で見えていただいて対処するというようなところ。そういうふうな方に、今のニーズに合うような見直しをしていただいてはどうかということでございます。

もうひとつは、職員の意識改革でございます。町民統制するときには皆さんがどういうような接し方をしよるかとか。例えば、こうしてくれんか、ああしてくれんか言うてきたときに、これは決まりで決まっておりますから駄目ですよと、それ、一言で終わらせていないかなということ。一緒になって、これはこういう決まりがあるからできませんが、一緒に考えて何かええ方法を見つけれんかとか、相談に乗って解決を見つけていくというような意識改革が要るんじゃないかなと、そういうふうに思います。

例えば、今回のコロナの問題でも、26日か27日に休校が決まりました、学校の。広報まつしげ、これ、発行して皆さんのお手元に配ったのが3月1日ですよ。4日間か5日間あったんです。このときに、そういう対策とかそういう情報をなぜ広報誌に載せなんだか。26日か27日に決定したやつをなぜ1日の広報に載せれんな、恐らく、これは、印刷しとるから間に合わなんだというような答弁なんでしょうが、そうじゃないんですね。やろうと思ったらできるんですよ、折り込みしたらええんですよ、何のところにね。例えば、広報まつしげを新聞社へ持っていったら。持って行って、加えて職員全員がやる気になりゃあすぐに折り込みできます。

例えば、そういうふうな、必要な情報というのを必要なときにやると、そういうふうなことも発想の転換で変えていかないかかなと、固定観念にこだわってはいけないなど。そういうことも全部含めて職員の意識改革をしていただきたいなど。言うたら、全然、これ、よそ事やけん、よその課のことやけん知らんとかね、そういうふうなことはやめて、職員は、もちろん職員の遂行能力の向上というのは必要でございますけども、そういう意識改革、発想の転換、業務の見直し、今の時代に合うとるかどうか。もしネックになるんやったら条例を変えてもええじゃないですか。そういうような見直しをしてみてもどうかということでございますので、町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 森副町長。

○副町長【森 一美君】 それでは、藤枝議員のご質問につきましてご答弁を申し上げます。

まず、業務の見直しについてでございますが、議員ご指摘のとおり、時代背景や町民のニーズなどにより、その時点において最適なルールを検討する必要があり、常にチェックが求められます。例えにございました嘱託職員等の年齢制限につきましては、町が任用する会計年度任用職員、あるいは嘱託職員については、既に募集条件において年齢制限を撤廃をいたしております。これは、本町が掲げます高齢者が活躍するまちづくりにかなうものであり、町が委嘱する委員等についても同様でございます。このように、業務の在り方、進め方につきましては、常に現状に即した見直しを心がけております。

次に、職員の意識改革についてお尋ねでございます。議員ご指摘のように、公務員としてあるべき姿は、町民目線に立った公務員であり、物事ができる、できないを判断する態度に留まるのではなく、町民の皆さんと共に知恵を絞り、汗をかき、どのようにしたらできるかを考え抜く存在であってほしいと思っております。

町長の所信表明にもありましたように、今、松茂町は急速に少子・高齢化が進んでおり、人口減少の局面を迎えております。町職員として何かをしなければ町は衰退へと向かって進んでしまいます。もちろん、日々の職務は重要であります。それにのみとどまるならばプロの公務員としての評価には限りがございます。日々の職務に加えて、地域社会の未来を見据え、施策を提案する力を持ち合わせることがこれからのプロの公務員に求められる資質でございます。

そこで、松茂町といたしましては、職員の意識改革や資質向上を図るために、令和2年度から5つの人事改革を推し進めてまいります。

第1は、人事評価制度のさらなる活用でございます。既に本町では人事評価制度を導入し昇格の基準として活用をいたしております。今後は、さらに、上司が部下を指導する基礎資料として、また、人材育成のツールとして活用を進めてまいります。

第2は、新人職員への重点的研修の実施であります。新人職員には、公務員の基本となるべき考え方や責務を確実に身に付けてほしいと考えております。十分な研修の機会を設けることといたします。

第3は、幹部職員の研修であります。幹部職員には、管理職員として課を運営し人材マネジメントや部下を育成する資質が必要でございます。新年度、幹部職員全員が新人職員

研修を担当することにより、組織理論を学習し、人材を育成するスキルを身に付けてもらいたいと考えております。

第4は、年功序列による人事管理からの脱却でございます。既に課長等への昇格に当たりましては、人事評価を第一といたしておりますが、今後は、その対象を全年代へと広げ、成績を定期昇給へも反映させたいと考えております。目に見える成果を出した職員、努力し組織に貢献した職員、総じて人事評価の高い職員が給与により報われる制度へと転換をいたします。

最後に、第5といたしまして、管理職登用試験制度の導入でございます。年功序列を廃し、真に必要な幹部職員を登用するためには、組織をまとめる力、部下を育成する力などを評価指標とする試験を実施し、若手の抜擢も含め、求められる幹部職員像を変革いたします。

以上、本町の職員の意識改革に向けた5つの人事改革をお示しし、藤枝議員へのご質問の答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤枝議員。

○8番【藤枝善則君】 ご答弁ありがとうございました。

今、副町長の答弁を聞くと将来が明るいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

この件については、これ、十何年前、私、1回質問させてもろたんですよ、こういうことは。ほんで、そのとき、大分ようになったんです。古い方は覚えとると思いますけど、これ、総合会館でソファーが破れてあったと、また、スピーカーはキーキーキーキーいってるのを誰やも直さん。誰が責任者や。そんなこと1つから細かいこと言うて、議員の先輩には大分細かいこと言い過ぎと怒られましたけど。それから大分直って、そのときも、能力がある人を登用せえよと。そのときはまだ学歴社会とか、そんな言いよったんです。ほんで、そのときに初めて能力主義に変えるや言うて、それから大分たちましたけども。そういうふうにならなはきよるんですけども、10年ぐらいに1回ぐらい言わないかなのかなという、残念なところなんですけど、引き続きずっとやっていっていただきたいと思っております。

いずれにしても、今まで5回質問させてもらいましたけども、町の行政が主導でやられるのも結構だし、町民の方に協力してまたやらないかんことも多々あると思いますが、要は、松茂町が生き生きとして住み良い松茂町になるように、皆、努力してやっていただき

たいと思います。我々も含めてでございますけども、そういうことをお願いしまして私の質問を終わります。長い間、ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました5番佐藤禎宏議員にお願いいたします。

佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】 議長の許可をいただきましたので、通告してありました質問をさせていただきます。

私の質問は、農地を借り上げて町民農園を開設し高齢者団体等に貸し付けてはどうかという質問でございます。

少子・高齢化が進む中、松茂町も4人に一人が高齢者という高齢化社会になっています。65歳以上の方が3,883人、高齢化率は26.4%、これからも高齢者の方が増し高齢化社会が続くと予測されております。なお、65歳以上の人数と高齢化率は、去年の10月1日の県労連の会のときの資料を基でございますので、人数と高齢化率は現在とちょっと違うと思います。

そうした中、高齢者対策の一環として、農地を借り上げて町民農園を開設し、高齢者の団体や組織に有料で貸し出し、高齢者の方々が一緒に野菜づくりをし、物を作る楽しさや喜びを体験してもらい、仲間づくりや健康づくり、生きがいつくりに役立つのではないかと思います。そして、作ったお料理の新鮮な葉物野菜を「まつしげまるしえ」に出していただくということにしたら、マルシェもにぎわうし、町民の食卓も潤すという好循環になると思いますので、農地を借り上げて町民農園を開設し、高齢者の団体や組織に有料で貸し出すことについて町のお考えをお尋ねいたします。

また、「まつしげまるしえ」の現状と、今後発展させていく見通しもお尋ねいたします。答弁によっては再問させていただきます。よろしくお尋ねいたします。

○議長【佐藤道昭君】 古川総務部長。

○総務部長【古川和之君】 佐藤禎宏議員のご質問にご答弁を申し上げます。

一般的に町民農園とは、議員ご認識のとおり、高齢者の生きがいつくりや、農地を持たないサラリーマン家庭へのリクリエーションなど、多様な目的で小さな面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことを言います。

さて、議員ご質問の、農地を借り上げて町民農園を開設し高齢者団体などに有料で貸し出すことについてでございますが、今年度から、試験的に町が所有する豊岡の圃場の一部

を個人に貸し出し、野菜などを作る楽しさや収穫の喜びを味わっていただくための体験農業を行っております。令和2年度からは、その圃場一帯を町民農園として位置付け、広く公募し、希望する個人及び各種団体に有償にて貸し付けるとともに、本町の考える施策にご協力いただける方々の圃場または遊休地などを活用し、町民農園の開設に向け検討してまいりたいと考えております。

町民農園で高齢者など様々な方々が協力しながら作物を育てる楽しさや仲間づくり、そして、収穫の喜びからマルシェに出店することで、お客様との対面販売の楽しさや、幾ばくかの利益を得ることにより生きがいの好循環が生まれ、さらには、各団体の活動資金の確保になればと考えております。

次に、「まつしげまるしえ」の現状と今後発展させる見通しについてでございますが、「まつしげまるしえ」は、平成30年度から開始し、2年目を迎える本年度は5月から11月にかけて6回開催し、全体の来場者数は延べ1万3千人でありました。出店者につきましては延べ213店舗で、町内、町外の出店者の割合につきましては均等であり、飲食店が最も多く、次いで野菜などの一次産品の店舗でございました。今年度から新しい取組といたしまして、来場者の増加を図るため、他事業との同時開催や、海洋汚染物の原因となるプラスチックごみの削減に貢献するため、出店者にご協力いただき、紙袋での商品販売や、来場者にはマイバックでのお買物をご案内させていただきました。さらに、来場者アンケートも行い、主な意見といたしましては、開催日の固定化、季節によって開催時間の変更などでありました。また、地元生鮮品が安く購入できるというご意見がある反面、もっと地元の野菜を増やしてほしいとの要望がありました。

今後発展させる見通しといたしまして、頂いたご意見を参考に、令和2年度からは、開催日時を毎月第2日曜日の午前9時から午後2時までと固定化しまして、夏の開催となる6月から9月までの開催時間を午前7時から10時までに繰り上げる予定でございます。さらに、先ほどご説明いたしました、町民農園と連携し地元で取れる野菜を「まつしげまるしえ」に出店いただくことで、さらなる町のにぎわいの好循環につなげていきたいと考えております。開催場所につきましては、本年同様、徳島県運転免許センター北側の旧空港ターミナル駐車場跡地での開催となりますが、令和3年度からは現在計画中の新交流拠点施設での開催となります。その際には、町民一丸となり、オール松茂で、マルシェをはじめ、様々なイベントを計画・展開し、町のにぎわいに取り組んでまいりますので、議員各位には、引き続き、ご理解、ご協力をくださいますようお願い申し上げます、ご答弁とさせ

ていただきます。よろしくお願ひします。

○議長【佐藤道昭君】 佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】 古川総務部長、ご答弁ありがとうございました。

詳しくご答弁をしていただきましたので、納得いたしましたので、再問はいたしません。お願ひをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

先ほどご答弁の中の町民農園についてですが、町が保有している圃場を町民農園として開放し個人や団体に貸し付けるという計画のようですので、その計画どおり進めていただけるようお願いいたします。

また、「まつしげまるしえ」については、現在、計画中の新交流拠点施設が完成いたしましたら、オール松茂で、マルシェをはじめ、いろんなイベントを計画していただけるようですので、それも計画どおり進めていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 ここで一旦小休いたします。

午後1時53分小休

午後2時05分再開

○議長【佐藤道昭君】 それでは、小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、通告のありました4番板東議員にお願ひいたします。

4番板東議員。

○4番【板東絹代君】 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問は、防災・災害対策について、1点をテーマに質問いたします。マイ・タイムラインシートを作ろうでございます。

異常気象により、毎年のように自然災害が頻発しています。マイ・タイムラインは、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨の洪水被害を教訓に国土交通省等が「逃げ遅れゼロ」の目標に向けて始めた取組です。住民一人ひとりが、家族構成や地域の危険な状況などに応じて避難情報などが発表された場合の行動を整理しておくものです。自身や家族の取るべき行動について、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理することで落ち着いて自分の身を守る行動ができます。防災対応を時系列でまとめるタイムライン、これは、防災行動計画ですが、この活用が始まっている一方で、家族単位などで避

難のタイミングなどを話し合い、マイ・タイムラインを作る講座も開催されています。台風の接近や大雨が予測される時、天気予報や注意報、警報を確認し、自分自身が取れる標準的な防災行動を時系列に整理し取りまとめた行動計画表です。災害に備えて準備することなどが明確になり、有効性のあるものです。

この図なんです、この図は、国土交通省の防災災害情報、みんなでタイムラインプロジェクトです。例えば、時系列で言うと、台風の接近によって3日前、3日前は台風の進路に注意、2日前、2日前は食糧や薬の準備、持出品の確認、ハザードマップで避難場所、避難経路の確認、それから、時間に余裕があるなら、一人暮らしの隣人がいれば声かけなどをします。前日は、ペットの避難などです。特に、高齢者や弱者がいる家庭は早め早めの避難を考えるべきです。何時に雨量が多くなるなどの情報を知った上で、5時間前には個々が避難行動をする。このタイムラインを作成することで、慌てず安全に避難行動を取る助けになるなど、避難行動のサポートツールとして、リスクの軽減につながることを期待できます。いざと言うときのために、逃げ遅れをなくすマイ・タイムラインシートを作成することで落ち着いて先手先手の行動が取れると思います。

そこで、2点についてお伺いします。

1点目、マイ・タイムラインについての講座開催の取組、2点目、小・中学校の防災学習でマイ・タイムラインシートを学ぶ取組。

以上、よろしくをお願いします。

○議長【佐藤道昭君】 鈴谷特命部長。

○特命部長兼危機管理課長【鈴谷一彦君】 板東議員のご質問にお答えいたします。

マイ・タイムラインは、板東議員のご認識のとおりでございます。町では、台風や大雨などによる河川の氾濫を想定し、お一人おひとりが状況に沿った避難行動を事前に計画することをマイ・タイムラインとして推進しています。川が氾濫するまでの一連の流れを理解し、発信される情報の種類や入手方法、使い方を知ることで、どのタイミングでどのような準備をしておくかを考え整理することができるもので、「逃げ遅れゼロ」へ、国・県でも推進されております。

さて、1つ目のご質問にありましたように、マイ・タイムラインの講座開催の取組につきましては、本町では、毎年行っている総合防災訓練はもとより、自主防災会を主体とする各種避難訓練、現地視察、防災研修会などの各種防災・減災対策事業の1つのメニューとして導入してまいります。

次に、2つ目のご質問の小・中学校の防災学習にマイ・タイムラインを採り入れる件につきましても、教育委員会・各学校とも協議しながら、防災学習として実施したいと考えております。なお、マイ・タイムラインシートの作成については、専門性のあることでもあり、そのため、町としましても、国土交通省徳島河川国道事務所、また徳島県河川整備課に今後ご指南いただくことを既にご了承いただいております。こうした協力も得て、マイ・タイムラインの周知に努めたく進めております。

また、補足としてではございますが、個々が作成するマイ・タイムラインよりも広い視点で考えるグループ、地区でのタイムラインも自助・共助といった地域防災力の向上に有効かつ重要な取組であると考えております。本年度も、防災・減災キャラバンで南海トラフ巨大地震をテーマとした講演会の開催や、「まつしげまるしえ」での防災テント出店を実施しております。これらの事業は、地域や生活状況を知り、その上で防災行動計画を考えていただく良い機会となっております。

そこで、町としましても、町民のより多くの皆様のためになるように、徳島大学、国・県との共催で6月末を目途に、洪水による「逃げ遅れゼロ」を目指した防災・減災キャラバン開催を既に進めております。ここでは、グループごとに実際の意見を出し合うワークショップを実施予定でございます。議員各位におかれましても、各取組へのご参加、ご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上、私からの答弁といたします。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○4番【板東絹代君】 1点再問します。

毎年、台風の襲来がありますが、大雨の降り続く中を避難するのは困難が生じます。そこで、避難情報エリアメールを発信した後、避難所へ来られた避難者の状況をお伺いしたいと思っております。お願いします。

○議長【佐藤道昭君】 鈴谷特命部長。

○特命部長兼危機管理課長【鈴谷一彦君】 避難情報発令、エリアメールを発信したときの避難者の状況を、個別の案件ごとに申し上げます。

平成30年度と令和元年度、2年間について申し上げます。平成30年度8月の台風20号、これにおきまして、松茂町の総合会館と津波防災センター2カ所を避難所として開設しております。総合会館の方では、男性2名、女性5名、津波防災センターでは男性1名、合計8名の方が避難されております。

それから、9月の台風21号、こちらにつきましては、総合会館で男性7名、女性13名、津波防災センターで男性3名、女性2名、合計25名となっております。

それから、10月の台風24号、こちらの方では、総合会館が男性9名、女性17名、津波防災センターが男性1名、女性3名、合計30名の方が避難されております。

それから、令和元年度につきましては、8月の台風10号、こちらの方で、総合会館の方に男性2名、女性が5名、津波防災センターの方では男性1名、計8名の方が避難されております。

それから、避難情報は発令しておりませんが、10月の台風19号、このときは、自主避難という形で総合会館に女性2名が避難されました。このように、エリアメールが出されていない段階でも自主的に避難される方がおいでます。そのときには、松茂町では避難所の開設をしております。

以上です。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○4番【板東絹代君】 鈴谷特命部長兼危機管理課長、ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。

聞くとところによると、少しずつ微妙に人数がふえているようですけれども、避難所は早めの段階で開設して受入れ体制がされているということで受け取ってよろしいですね。はい。受入れには十分な体制で臨んでほしいと思いますので、安心しました。

早めに町民の方の不安を抱える安全・安心の配慮を十分にさせていただくように今後もよろしく願いいたします。

それから、質問しましたまとめとしまして、2点、お願いしたいと思います。

1点目のマイ・タイムラインについての講座開催なんですけれども、希望ある自主防災組織への働きかけをお願いしたいと思います。それから、今後も、「まつしげまるしえ」での防災テント出展を実施してマイ・タイムラインが広められるように努めてくださいますよう、お願いいたします。

あと1点あります。2点目の小・中学校の防災学習でマイ・タイムラインシートを学ぶ取組は計画をしてくださっているようなので、安心しました。これは、教育委員会と共有・連携を図ってお願いしたいと思います。

私の経験ですけれども、昭和36年の第2室戸台風の直撃を受け、町内の3分の2近くが浸水被害をした当時、我が家も浸水被害に遭いました。私は小学生でしたが、その浸水の

様子は脳裏にあります。危機意識を忘れることはありません。いつどこで起きるか分からない災害からどう命を守るか、災害が起こるたび、様々な防災上の課題が浮き彫りになっています。町民の皆様がマイ・タイムラインを作成することで、それぞれの避難に必要な情報、判断、行動を把握して、自分の気づいたことを記入し、自分の逃げ方を見つけられるように町民目線で広報の周知の徹底に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました6番森谷議員にお願いいたします。

森谷議員。

○6番【森谷 靖君】　　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、私からは、町民サービスを担う役場職員の働き方改革についてを質問します。

民間では年に5日以上 of 休暇の取得が義務付けられるなど、ワーク・ライフ・バランスの充実が進められております。例えば、私が以前勤めた会社では、これは、先月、2月のカレンダーです。ここに11日、建国記念日の休みがあるんですが、こういうふう丸を付けられたカレンダーが3週間ぐらい前になりましたら回覧されておりました。休暇を取りましょう、取ってくださいという意味なんですが。

そこで、松茂町役場は働きやすいですか、町民サービスを担う職員は生き生きと働いていますか。そこで、4点の質問をいたします。

1つ目、フレックスタイムの導入はいかがですか。2つ目、忙しい部署にほかの部署から人を回すことはできませんか。例えば、前任者を登用するとか。3つ目、同じ仕事を最低でも2人ができるようになっていますか。4つ目、各課にスペシャリスト、すなわち、この課のことであれば全て分かる人材を置いていますか。

よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】　　古川総務部長。

○総務部長【古川和之君】　　森谷議員のご質問についてご答弁申し上げます。

働き方改革法の施行に伴い昨年4月に労働基準法が改正され、民間企業においては年間5日の年次有給休暇の取得が義務付けられました。当該規定は公務員を適用除外するものとはいえ、民間に模範を示す公務員の立場からすれば、年休の取得しやすい職場づくり、

言い換えれば、働きやすい職場づくりは、官公庁にとっても必要なものと考えております。本町でも、夏季に年休取得を奨励しているほか、昨年5月には、臨時非常勤職員の年休取得を促す通知を発出するなど、働きやすい職場づくりに向けた取り組みを進めております。

そこで、議員ご質問の1点目でございますが、フレックスタイムの導入であります。現状、松茂町役場においては実現は難しいものと考えております。フレックスタイムは、1週の所定労働時間の範囲ならば、働く者が始業時刻、終業時刻を自由に設定できる制度であり、仕事と子育て、介護などを両立しやすい働き方として、研究開発、コンサルティング、デザインなどの職場で多く導入されている制度でございます。しかしながら、松茂町役場の仕事は朝8時30分から夕方5時15分までの窓口業務が必須であり、各課の限られた職員数により窓口サービスを提供している現状では、フレックスタイムの導入は時期尚早と考えております。

次に、質問の2番目でございますが、忙しい部署に他の部署から人を回す取り組みですが、式典や各種行事、イベントなどの開催時には各課が職員を出し合うなど、職員を融通する対応をいたしております。また、今回の新型コロナウイルス感染症への対応など非常時には、各部署から職員の派遣などに取り組む必要があると考えております。ただ、日常の通常業務につきましては実現が困難であると考えております。近年、役場の業務はITによる情報化、セキュリティとコンプライアンスの厳格化、また、権限委譲の拡大などにより各課の業務が細分化し、かつ専門性が非常に高まっております。専門性を有する人材の育成には少なくとも数カ月程度かかるものであり、議員ご提案のように、忙しい部署へ臨機応変に人を回すことは、人材育成の面から困難なものと考えております。

次に、3番目でございます。同じ仕事を最低でも2人ができるようになっていますかというお尋ねでございますが、各課においては、課員の職務分掌を定める際、主担当及び副担当を定めておりますことから、イエスとお答えすべきはまずでございますが、実際には、先ほども述べましたように、業務が細分化かつ高度化しておりますことから、副担当が承知していない業務が少なからずあるものと考えております。

同様に、4点目でございますが、各課にスペシャリストを置いているのかとお尋ねに関しましても、課長などの幹部職員が薄く広く理解していても、細分化かつ高度化する業務の枝葉末節まで全てを理解することは難しいと考えております。議員ご質問の意図といたしましては、職場に代替要員がないことが休みにくい職場、年休の取得しにくい職場に直結しているのご指摘であろうと推察いたしますが、現状、十分には対応できていな

い状況がございます。ただ、今後、目指す方向性といたしましては、議員のお考えと同様であり、役場といたしましても、職員の人材育成を通じまして専門的な知識と窓口サービスのスキルを兼ね備えた職員を多く確保し、年休の取得しやすい職場づくり、あるいは、働きやすい職場づくりを実現したいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上、森谷議員ご質問へのご答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 森谷議員。

○6番【森谷 靖君】 ご答弁ありがとうございました。

働き方改革法の下、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。有効な休暇取得によって心身共にリフレッシュしてもらって町民サービスの向上につなげていただきたいと思っています。

私からの提案なのですが、先月、24日、月曜日、休みでしたね。こういう場合に、こういうふうな休暇の取り方は非常に難しいと思いますので、17日とか25日とか1日でも休暇取得につなげてもらえなと思います。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで、一般質問を終了いたします。

○議長【佐藤道昭君】 日程第2、議案第2号「土地開発基金条例及び土地取得特別会計条例を廃止する条例」から、日程第28、議案第28号「令和2年度松茂町水道特別会計予算」まで、議案27件を一括して議題といたします。

以上、議案27件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案27件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案 27 件についてはそれぞれ所管の委員会に付託することを決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午後 2 時 30 分小休

午後 2 時 31 分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【吉田正則君】 失礼します。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会に付託する議案は、

議案第 2 号 土地開発基金条例及び土地取得特別会計条例を廃止する条例

議案第 3 号 松茂町課設置条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 松茂町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 16 号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

以上、7 議案が総務常任委員会に付託する議案でございます。

次に、産業建設常任委員会に付託する議案でございます。

議案第 11 号 松茂町特別会計条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 松茂町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 13 号 町道路線の認定について

議案第 14 号 町道路線の変更について

議案第 15 号 町道路線の廃止について

議案第 16 号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

議案第 19 号 令和元年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 20 号 令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 25 号 令和 2 年度松茂町長原渡船運行特別会計予算

議案第 26 号 令和 2 年度松茂町農業集落排水特別会計予算

議案第 27 号 令和 2 年度松茂町公共下水道特別会計予算

議案第 28 号 令和 2 年度松茂町水道特別会計予算

以上 12 議案が産業建設常任委員会に付託する議案でございます。

次に、教育民生常任委員会に付託する議案でございます。

議案第 8 号 松茂町児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

議案第 9 号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

議案第 16 号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

議案第 17 号 令和元年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 18 号 令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 22 号 令和 2 年度松茂町国民健康保険特別会計予算

議案第 23 号 令和 2 年度松茂町介護保険特別会計予算

議案第 24 号 令和 2 年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

以上 9 議案が教育民生常任委員会に付託する議案でございます。

次に、予算決算特別委員会に付託する議案でございます。

議案第 21 号 令和 2 年度松茂町一般会計予算

以上が予算決算特別委員会に付託する議案でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におかれまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号から議案第 28 号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【吉田正則君】 失礼します。それでは、議案付託表の裏面をご覧いただけたと思います。各常任委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場3階、301委員会室で行います。

まず、予算決算特別委員会でございます。3月9日、月曜日、午前9時から。3月10日、火曜日、午前9時からでございます。

教育民生常任委員会でございます。3月10日、火曜日、午後1時30分から。

産業建設常任委員会、3月11日、水曜日、午前10時から。

総務常任委員会、3月11日、水曜日、午後1時30分からそれぞれ開会いたします。

また、2枚目をご覧いただけたと思います。付託案件以外の委員会の日程表でございます。

予算決算特別委員会を3月16日、月曜日、定例会終了後、開会いたします。場所は、同じく、松茂町役場3階、301委員会室で行います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月7日から3月15日までの9日間は、委員会審査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日3月7日から3月15日までの9日間は、休会と決定しました。

次回は、3月16日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時38分散会